

(証券コード3686)

平成28年 8 月 26 日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目 3 番 4 号

株式会社ディー・エル・イー

代表取締役

椎 木 隆 太

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示をいただき、平成28年 9 月 9 日(金曜日)午後 7 時までにご到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 9 月 12 日 (月曜日) 午後 1 時
2. 場 所 東京都千代田区一番町12
いきいきプラザ一番町 地下 1 階 カスケードホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第15期 (平成27年 7 月 1 日から平成28年 6 月 30 日まで) 事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
議 案 監査役 1 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.d1e.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年7月1日から
平成28年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(a) 事業の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、底堅さのみられる個人消費に加え、輸出・生産の持ち直しにより企業部門に改善の兆しがみられるなど、緩やかな回復傾向が続いております。一方、米国の金融緩和策縮小による影響、欧州や中国をはじめとする新興国経済の先行きに対する懸念等、海外景気の下振れリスクとなっております。

当社を取り巻く環境においては、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、それに伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどの新たなサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増してきております。

このような事業環境の中、当社では、視聴者や消費者等の多様化し変化の早い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。さらに、オリジナルコンテンツの多様化の一環として、新たに実写映画プロデュースへの取り組みを開始いたしました。

前事業年度に取得した「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を積極的に展開し、ファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発信する取組みをしてまいりました。

ソーシャル・コミュニケーション領域においては、IP（Intellectual Property：主にキャラクター等の著作権や商標権等の知的財産権）を開発・取得し、動画広告等のマーケティングサービス提供及びスマートフォン向けゲームアプリやメッセージングアプリ向けスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発・

配信を行っております。

当事業年度においては、IPの露出先の拡大や展開手法の多様化による、IP価値の成長に連動し、各サービスが順調に推移いたしました。今年10周年を迎える「秘密結社 鷹の爪」においては、日本初のエンターテインメント型攻城戦ツアーとして国宝「松江城」を使った戦国時代の城攻めをリアルに体感できる「鷹の爪団のSHIROZEME」の開催、伝説のイベント「ギルズナイト2016」にて鷹の爪10周年施策を発表するなど、従来のアニメーション領域からの拡大をいたしました。また、「パンパカパンツ」においては、ナショナルクライアントへの全国プロモーションを拡大するとともに、全国83劇場において映画鑑賞のマナーをレクチャーする「マナームービー」を公開いたしました。さらに、「貝社員」においては、全国29局ネットで放送されている朝の情報エンタテインメント番組内で「朝だよ！貝社員」として放送を開始いたしました。そして、デジタルコンテンツにおいては話題沸騰中のTVアニメ「おそ松さん」初のスマートフォン向けゲームアプリ「おそ松さんのへそくりウォーズ〜ニートの攻防〜」などの配信を行い、6月末時点において累計200万ダウンロードを記録するなど、事業領域を急速に拡大いたしました。

「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、「TOKYO GIRLS COLLECTION' 15 A/W」及び「TOKYO GIRLS COLLECTION' 16 S/S」の開催に加え、都内最大級のガールズミュージックフェス「TOKYO GIRLS MUSIC FES. 2016 supported by Samantha Thavasa」が開催されるなど、“ビューティー”領域に続き“ミュージック”領域への事業領域の拡大を積極的に行いました。TGCブランドの積極展開及び越境EC事業等による中国市場への展開にかかる投資コストの負担等はあったものの更なるブランド価値向上に取り組みました。

IPクリエイション領域においては、IPの新規開発及び映画・TV・ネットメディア等の映像コンテンツの企画開発・制作及び総合的なプロデュースを展開しております。

当事業年度においては、各IPのTVシリーズ・WEBシリーズの継続により認知度向上及び世界観醸成に努めるとともに新規事業領域である実写映画の公開等を行いました。特に「秘密結社 鷹の爪」においては10周年記念施策として「鷹の爪8〜吉田くんの×ファイル〜」をはじめとした劇場映画の公開発表、「パンパカパンツ」においては、初のテレビアニメシリーズの全国放送を継続するなど順調に推移いたしました。また、新たに開始した実写映画プロデュースでは「珍遊記」、「ディストラクションベイビーズ」、「サバイボマスク」等の実写映画のプロデュースを開始するなどコンテンツの多様化にも取り組みました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,079,225千円（前年同期比52.5%増）、経常利益は、「TOKYO GIRLS COLLECTION」への先行投資のため211,284千円（前年同期比37.6%減）、当期純利益は142,901千円（前年同期比35.1%減）となっております。

事業の領域別売上高

領域別	売上高（千円）
ソーシャル・コミュニケーション領域	1,528,717
IP クリエイション領域	1,550,507

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであります。

(b) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(c) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(d) 会社が対処すべき課題

当社は、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンの実現に向けて、経営施策に取り組んでおります。

昨今、世界規模でのインターネットの進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの急速な普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等がメディア環境を大きく変化させております。

このような中、人々のライフスタイルは、スマートデバイスを使い最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNSを使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと変化し、当社の主力領域である「スキマ時間を楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させております。

当社では、既存事業やサービスのさらなる成長に加え、新規事業分野としての「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、株式会社W mediaの当社グループへの参画に伴い、商標と運営の一体化が実現することによる新たな価値創造へ様々な施策を展開いたします。具体的には従来の主に年2回のイベント開催に加え、ガールズ向けの幅広いサービスニーズが多様な業界、アジアを中心とした海外パートナー及び地方創生を担う地方自治体等との提携をさらに拡大・成長させてまいります。また、既存のビジネスモデルにとらわれない新規事業分野への進出も積極的に展開させてまいります。

今後も、中長期にわたりインターネット時代にマッチするエンタテインメントやコミュニケーションを継続的に創造する、ファスト・エンタテインメント事業を推進するため、以下の課題を対処すべき課題として認識しております。

① IP（著作権・商標権等の知的財産権）の保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にIPビジネスを展開することが必要となっており、そのため、当社では迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

当社では、製作委員会を用いた新規IPの開発に際して、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

② 新規IPの量産とプロデュース

当社は、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

当社は、メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行ってまいります。

③ 新しい知的財産権ビジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社では、ソーシャル・キャラクターを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンス先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーションナリー等のリアル商品のライセンスに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンスが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社は、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開力と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及び商品展開を図っていく方針です。

④ 人材登用と能力開発

当社は、現時点においては小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開に伴い、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社の経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社は、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図る方針です。

⑤ 海外戦略

当社は、ファスト・エンタテインメント事業の海外展開を強化しており、人口増加とともにエンタテインメントニーズの急激な拡大が期待できるアジア市場の戦略拠点として、平成24年7月に台湾に合弁会社（持分法非適用関連会社）を設立しました。

アジア諸国ではコンテンツ産業を国家的な戦略分野と位置づけて、ソフト・パワーの強化を推進しており、その市場規模は急激に拡大を続けています。一方、従来型の海外進出手法である人気作品の輸出（番組販売等）は現地放送コードに抵触しないための改変作業やファンサブサイト（※）の存在から迅速な事業展開や商業化が困難となっております。そのため、当社は事業の現地展開を推進しております。

現在、台湾メディアコングロマリットとの合弁会社の設立、タイでのIP買収及びアプリ制作会社との共同事業、中国コンテンツプロデュース会社との共同事業等、現地パートナーと共同でファスト・エンタテインメント事業を推進しております。

また、世界的にデジタルコンテンツの視聴環境が変化する中、日本で先行する手軽にコンテンツを楽しむライフスタイルの提案とソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの提供により、全世代をターゲットとするファスト・エンタテインメント事業を展開するため平成24年11月に北米子会社（持分法非適用の非連結子会社）を設立いたしました。

さらに当事業年度末に取得した「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権はクールジャパンの代表格として、従来より海外からの注目度も高く、当社のノウハウを活かすことで、より幅広い事業や海外展開を推進させる方針です。

当社は、引き続き、マルチメディア時代に適応したIPビジネスを展開させた経験をもとに、各国の有力パートナーとアライアンスを組み、ファスト・エンタテインメント事業の国際展開を積極的に推進させる方針です。

（※）ファンサブサイト：ファン（愛好家）がテレビ番組を録画し、放送直後からサブタイトル（字幕）を付け、字幕付き映像ファイルを流通させているインターネットサイト。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年6月期 第12期	平成26年6月期 第13期	平成27年6月期 第14期	平成28年6月期 (当期)第15期
売上高(千円)	942,851	1,742,341	2,018,584	3,079,225
当期純利益(千円)	66,274	308,422	220,175	142,901
1株当たり当期純利益(円)	5.14	22.21	13.34	8.53
総資産(千円)	872,250	1,860,381	3,031,991	3,922,972
純資産(千円)	96,795	1,408,788	1,637,364	1,806,204

- (注) 1. 当社は、平成26年1月10日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算定しております。
2. 当社は、平成26年5月16日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(4) 主要な事業内容（平成28年6月30日現在）

領 域	主 要 内 容
ソーシャル・コミュニケーション 領 域	当領域では、既存IPの活用、IPの新規開発又は第三者が有するIPの使用許諾を得て、主にソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及びデジタルコンテンツの企画開発等を行っております。 ① ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス 顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナー啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴を活かして口コミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマーシャルやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入等を得ております。 ② デジタルコンテンツの企画開発 キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス）向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。 ③ その他 映画興行による配給収入、製作委員会からの分配金収入及びライセンスからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。
IPクリエイション 領 域	当領域では、IPの映像コンテンツ（アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ）の企画開発・制作及び制作後の総合的な展開（テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ、ゲーム化、イベント運営及び海外展開等）のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。 企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発し、著作権を保有するIP（オリジナルIP）が中心ですが、他社が保有するIPのリプロデュースも一部対象としております。

(5) 主要な営業所および工場（平成28年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区

(6) 従業員の状況（平成28年6月30日現在）

従 業 員 数	前期末比増	平 均 年 齢	平均勤続年数
87 名	4 名	34.9 歳	3.3 年

（注）従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。

(7) 主要な借入先（平成28年6月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	532,080
株式会社三菱東京UFJ銀行	433,608
株式会社みずほ銀行	372,150
株式会社新生銀行	200,000
株式会社りそな銀行	4,146
株式会社商工組合中央金庫	3,610

2. 株式に関する事項（平成28年6月30日現在）

① 発行可能株式総数	52,680,000株
② 発行済株式の総数	16,895,400株
③ 株 主 数	3,465名
④ 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
椎木 隆太	6,644,700株	39.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,052,400株	12.15%
Hasbro, Inc.	720,000株	4.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	645,500株	3.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	558,000株	3.30%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	540,000株	3.20%
資産管理サービス信託銀行株式会社	357,500株	2.12%
藤岡 義久	295,000株	1.75%
日本証券金融株式会社	163,700株	0.97%
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	158,000株	0.94%

3. 新株予約権等に関する事項（平成28年6月30日現在）

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

(a) 平成18年8月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
100個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 60,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 84円
- ・新株予約権の行使期間
平成18年8月27日から平成28年8月26日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	60,000株	1名

(b) 平成18年8月31日開催の取締役会決議による新株予約権（イ）

- ・新株予約権の数
1,000個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 600,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 84円
- ・新株予約権の行使期間
平成18年9月1日から平成28年8月31日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	1,000個	600,000株	1名

(c) 平成18年 8 月31日開催の取締役会決議による新株予約権（ロ）

- ・新株予約権の数
20個（新株予約権 1 個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 12,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1 個あたり 84円
- ・新株予約権の行使期間
平成18年 9 月 1 日から平成28年 8 月31日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	20個	12,000株	1 名

(d) 平成19年 2 月 6 日開催の取締役会決議による新株予約権（ロ）

- ・新株予約権の数
50個（新株予約権 1 個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 30,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1 個あたり 167円
- ・新株予約権の行使期間
平成21年 2 月 7 日から平成29年 2 月 6 日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	50個	30,000株	1 名

(e) 平成19年4月16日開催の取締役会決議による新株予約権（イ）

- ・新株予約権の数
195個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 117,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 200円
- ・新株予約権の行使期間
平成19年4月18日から平成29年4月17日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	195個	117,000株	1名

(f) 平成19年5月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
55個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 33,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 200円
- ・新株予約権の行使期間
平成19年5月18日から平成29年5月17日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	55個	33,000株	1名

(g) 平成20年10月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
100個（新株予約権 1 個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 60,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1 個あたり 200円
- ・新株予約権の行使期間
平成22年10月17日から平成29年12月20日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	60,000株	1 名

(h) 平成25年 3 月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
671個（新株予約権 1 個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 402,600株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1 個あたり 200円
- ・新株予約権の行使期間
平成27年 3 月15日から平成34年 9 月19日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	671個	402,600株	2 名

(i) 平成27年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

3,100個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 310,000株

- ・新株予約権の発行価額

1個あたり 67円

- ・新株予約権の行使価額

1株あたり 617円

- ・新株予約権の行使期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日まで

- ・新株予約権の主な行使条件

a) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が10,272百万円以上の場合行使可能割合：80%

b) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が12,473百万円以上の場合行使可能割合：90%

c) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が14,674百万円以上の場合行使可能割合：100%

- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を含む）	2,300個	230,000株	4名
監査役	800個	80,000株	4名

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ・発行決議の日（取締役会決議日）
平成27年11月27日
- ・新株予約権の数
1,655個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 165,500株
- ・新株予約権の発行価額
1個あたり 67円
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 617円
- ・新株予約権の行使期間
平成30年10月1日から平成31年9月30日まで
- ・新株予約権の主な行使条件
 - a) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が10,272百万円以上の場合行使可能割合：80%
 - b) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が12,473百万円以上の場合行使可能割合：90%
 - c) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が14,674百万円以上の場合行使可能割合：100%
- ・その他の条件
当社は、新株予約権の割当てを受けたものが取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することが出来る。この場合、新株予約権は無償で取得する。
- ・交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社使用人	1,655個	165,500株	60名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	椎 木 隆 太	(株)TOKYO GIRLS COLLECTION 代表取締役 ちゅらっぷす(株) 取締役
取 締 役	小 野 亮	—
取 締 役	川 島 崇	CFO、経営戦略統括本部長 (株)TOKYO GIRLS COLLECTION 取締役 ちゅらっぷす(株) 取締役
取 締 役	ダンカン・ビリング	Hasbro, Inc. Executive Vice President
取 締 役	夏 野 剛	セガサミーホールディングス(株) 社外取締役 グリー(株) 社外取締役 カドカワ(株) 取締役
常勤監査役	若 林 博 史	—
監 査 役	平 尾 和 之	—
監 査 役	安 井 正 二	—
監 査 役	並 木 安 生	(株)TOKYO GIRLS COLLECTION 監査役 ちゅらっぷす(株) 監査役

- (注) 1. 取締役ダンカン・ビリング氏、夏野剛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役若林博史氏、平尾和之氏、安井正二氏、並木安生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役若林博史氏は公認会計士の資格を、並木安生氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役夏野剛氏、監査役並木安生氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. Hasbro, Inc. は当社の株主であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役	4名	75,097千円
(うち社外取締役)	(1名)	(4,300千円)
監査役	4名	5,679千円
(うち社外監査役)	(4名)	(5,679千円)
合計	8名	78,404千円
(うち社外役員)	(5名)	(9,979千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年9月25日開催の定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年9月25日開催の定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役員数と、上記の取締役の支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等との兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	兼 務 先	兼職の内容
取締役	ダンカン・ビリング	Hasbro, Inc.	Executive Vice President
	夏 野 剛	セガサミーホールディングス(株)	社外取締役
		グリー(株)	社外取締役
		カドカワ(株)	取締役
監査役	並 木 安 生	(株)TOKYO GIRLS COLLECTION	監査役
		ちゅらっぶず(株)	監査役

(注) Hasbro, Inc. は当社株式の4.26%を保有する株主であります。また、(株)TOKYO GIRLS COLLECTION 及びちゅらっぶず(株)は当社の子会社であります。なお、その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(b) 主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取締役	ダンカン・ビリング	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	夏 野 剛	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	若 林 博 史	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
	平 尾 和 之	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に金融実務や企業経営管理の知識・経験から発言を行っております。
	安 井 正 二	当事業年度開催の取締役会の全て及び監査役会12回のうち11回に出席し、主に金融実務や企業経営管理の知識・経験から発言を行っております。
	並 木 安 生	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回及び監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項の定める最低責任限度額とするものであります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会社法第399条第1項の額について同意いたしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力の上、監視し検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い適切に保存、管理する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理する。

(4) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査役と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の取締役に通知し、当該取締役はただちにこれを監査役に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行っており、かつ取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討している。その上で必要に応じて、社内の諸規程および業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性向上を行っている。また常勤監査役は、社内の重要な会議に出席する等、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、かつ内部統制担当も定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款・社内規程等に違反していないか検証している。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年 6 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,164,586	流 動 負 債	1,099,900
現 金 及 び 預 金	595,149	買 掛 金	178,890
受 取 手 形	3,240	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金	982,080	一年内返済予定の長期借入金	328,726
商 品	35,900	未 払 金	70,047
仕 掛 品	413,872	未 払 法 人 税 等	37,908
貯 蔵 品	97	前 受 金	193,188
前 払 費 用	67,835	預 り 金	54,510
繰 延 税 金 資 産	4,245	そ の 他	36,628
そ の 他	62,164	固 定 負 債	1,016,868
固 定 資 産	1,758,386	長 期 借 入 金	1,016,868
有形固定資産	28,734		
建 物	8,306		
工具、器具及び備品	51,407	負 債 合 計	2,116,768
減 価 償 却 累 計 額	△30,979	純 資 産 の 部	
無形固定資産	739,417	株 主 資 本	1,805,885
ソ フ ト ウ エ ア	51,495	資 本 金	756,385
著 作 権	9,375	資 本 剰 余 金	533,705
商 標 権	676,208	資 本 準 備 金	533,705
そ の 他	2,339	利 益 剰 余 金	515,795
投資その他の資産	990,234	そ の 他 利 益 剰 余 金	515,795
投 資 有 価 証 券	65,500	繰 越 利 益 剰 余 金	515,795
関 係 会 社 株 式	84,074	新 株 予 約 権	318
出 資 金	817,899		
敷 金 及 び 保 証 金	19,109		
繰 延 税 金 資 産	3,650	純 資 産 合 計	1,806,204
資 産 合 計	3,922,972	負 債 純 資 産 合 計	3,922,972

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 7 月 1 日から
平成28年 6 月 30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,079,225
売 上 原 価		2,069,094
売 上 総 利 益		1,010,131
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		760,172
営 業 利 益		249,958
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	89	
そ の 他	365	454
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,497	
為 替 差 損	8,460	
上 場 関 連 費 用	26,052	
株 式 交 付 費	1,118	39,129
経 常 利 益		211,284
税 引 前 当 期 純 利 益		211,284
法人税、住民税及び事業税	69,444	
法 人 税 等 調 整 額	△1,061	68,383
当 期 純 利 益		142,901

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から
平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計		
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	その他 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計			
				繰越利 剰 余 金				
当期首残高	743, 485	520, 985	520, 985	372, 894	372, 894	1, 637, 364	—	1, 637, 364
当期変動額								
新株の発行	12, 900	12, 720	12, 720			25, 620		25, 620
当期純利益				142, 901	142, 901	142, 901		142, 901
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							318	318
当期変動額合計	12, 900	12, 720	12, 720	142, 901	142, 901	168, 521	318	168, 839
当期末残高	756, 385	533, 705	533, 705	515, 795	515, 795	1, 805, 885	318	1, 806, 204

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重 要 な 会 計 方 針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法
その他有価証券
市場性のないもの ……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品 ……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（1～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資その他の資産

出資金
製作委員会への出資金であり、著作権収入の見積発生期間（2年）に基づく定率法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法……税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類における影響額はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 43,088千円

短期金銭債務 5,278千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 21,490千円

仕入高 83,084千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	16,525,800株	369,600株	一株	16,895,400株

(注) 株式数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 事業年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 1,501,800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行借入により資金調達を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後5年以内であることから、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに与信管理、期日管理及び残高管理を行うことにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体（取引先業）の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、借入金については、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2をご参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	595, 149	595, 149	—
(2) 受取手形	3, 240	3, 240	—
(3) 売掛金	982, 080	982, 080	—
資産計	1, 580, 469	1, 580, 469	—
(1) 買掛金	178, 890	178, 890	—
(2) 短期借入金	200, 000	200, 000	—
(3) 未払金	70, 047	70, 047	—
(4) 未払法人税等	37, 908	37, 908	—
(5) 長期借入金	1, 345, 594	1, 341, 687	△3, 906
負債計	1, 832, 440	1, 828, 534	△3, 906

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	65,500
関係会社株式	84,074
出資金	817,899
敷金及び保証金	19,109

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	595,149	—	—	—
受取手形	3,240	—	—	—
売掛金	982,080	—	—	—
合計	1,580,469	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	328,726	316,824	310,452	294,592	95,000	—
合計	528,726	316,824	310,452	294,592	95,000	—

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,890	千円
減価償却超過額	3,650	〃
その他	1,354	〃
繰延税金資産合計	7,895	千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成28年7月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.9%、平成30年7月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	椎木 隆太	(被所有)直接 39.33%	当社取締役	新株予約権の 行使(注)	11,700	—	—
役員	川島 崇	(被所有)直接0.07%	当社取締役	新株予約権の 行使(注)	12,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 106円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円53銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONは、平成28年8月10日の取締役会において、株式会社W mediaの発行済株式の全株式を取得し、同社を子会社化(当社の孫会社化)することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	株式会社W media
事業の内容	TOKYO GIRLS COLLECTION等のライブイベント企画・制作・運営事業、メディア事業、プロモーション事業、プロダクトアライアンス事業、海外事業等

② 企業結合を行う主な理由

当社は、当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION及び株式会社W mediaとともに、ファスト・エンタテインメント事業を展開する予定です。当社及び株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION並びに株式会社W mediaは、それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業をもとに拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねてまいりましたところ、株式会社W mediaが当社グループに加わり、株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONとのシナジー効果を発揮することが最善の策であるとの合意に至り、株式取得を行うことになりました。

③ 企業結合日

平成28年9月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 取得する議決権比率

株式取得直前に所有する議決権比率	—%
企業結合日に取得する議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONが、現金を対価として株式を取得するため

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	395,000千円
取得原価		395,000千円

11. その他の注記

特記事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 8月16日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 津 大次郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月16日

株式会社ディー・エル・イー 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	若林 博史	Ⓔ
社外監査役	平尾 和之	Ⓔ
社外監査役	安井 正二	Ⓔ
社外監査役	並木 安生	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案 監査役 1 名選任の件

監査役平尾和之氏及び監査役安井正二氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
す な だ ゆ き 砂 田 有 紀 (旧 姓：佐藤 有紀) (昭和52年 5 月 27 日生)	平成17年10月 山本綜合法律事務所(現山本・柴崎法律事務所)入所 平成18年 5 月 ホワイト&ケース法律事務所入所 平成25年10月 弁護士法人苗村法律事務所(現弁護士法人虎門中央法律事務所)社員(現任) 平成26年 9 月 学校法人立教学院立教大学兼任講師 平成26年11月 株式会社T & C コンサルティング取締役(現任) 平成27年 3 月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン監事(現任) 平成27年 5 月 株式会社はてな監査役(現任) 平成28年 6 月 株式会社Z U U監査役(現任)	— 株

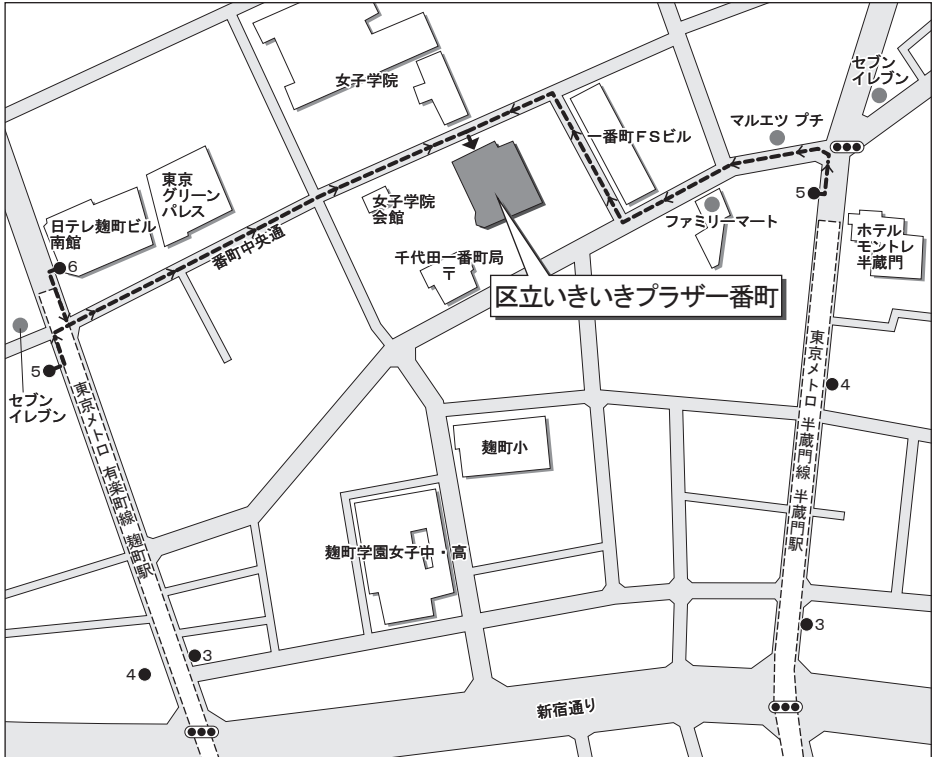
(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 砂田有紀氏は、新任の社外監査役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 砂田有紀氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、弁護士としての専門的な知見ならびに幅広い知識と経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。同氏は、また知的財産権に関する豊富な知見等を当社の監査体制に活かしていただくため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。砂田有紀氏が監査役に就任された場合も、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町12
いきいきプラザ一番町 地下1階 カスケードホール



交通のご案内

- 東京メトロ有楽町線 麹町駅（5、6番出口）徒歩5分
- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅（5番出口）徒歩5分

※ 当日は会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮下さい。